

石狩市生活排水処理基本計画（中間見直し版） （案）

2026（令和8）年3月

【問合せ先：石狩市 水道部 下水道課】
TEL：0133-72-3176 FAX：0133-75-2278
E-mail：gesui@city.ishikari.hokkaido.jp
詳しくは、石狩市HPでもご覧いただけます。
<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gesui/>（仮）

石狩市では、生活排水対策の方向性を示す本計画を平成18年2月に策定し、これにより個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の設置を進めてきましたが、いまだ一部の生活排水が未処理のまま放流されています。

令和3年3月に本計画を改定し計画期間を令和13年3月までの10年間として、合併処理浄化槽により生活環境及び公衆衛生の向上を図ってきました。

令和7年度は計画期間の中間年にあたることから、引き続き生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、本計画の中間見直しを行います。

1. 生活排水処理体系の現状

1-1. 処理形態別人口

本市の生活排水は、下水道計画区域で下水道の整備が完了した区域では下水道により処理しています。

一方、下水道計画区域外の地域では、「個別排水処理施設整備事業」により合併処理浄化槽の設置を進めています。（図1、2参照）



図1 石狩市生活排水処理計画図

行政人口		56,954 人	(28,690)
下水道計画区域内人口		53,991 人	(26,870)
下水道計画区域外人口		2,963 人	(1,820)
下水道処理人口		53,991 人	(26,870)
下水道未処理人口		2,256 人	(1,416)
下水道水洗化人口		53,826 人	(26,778)
未水洗化人口		159 人	(89)
合併処理浄化槽人口		6 人	(3)
合併処理浄化槽人口		707 人	(404)
未水洗化人口+下水道未処理人口		2,415 人	(1,505)

※（ ）内は世帯数

図2 処理形態別人口イメージ図（令和6年度）

1-2. 合併処理浄化槽設置状況

合併処理浄化槽の設置状況は、図3に示すとおりです。

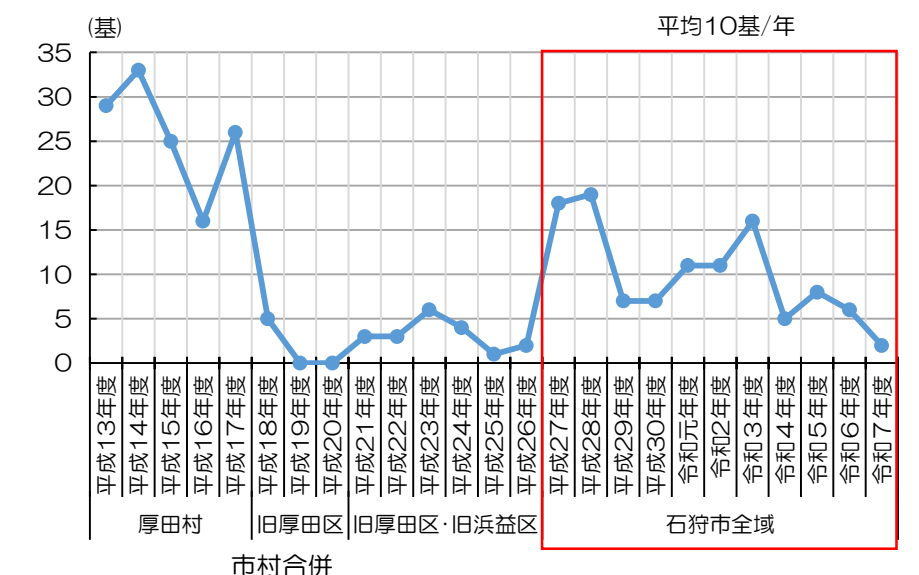


図3 個別排水処理施設整備事業による新規設置数の推移

2. 生活排水処理基本計画

2－1. 理念

本計画では、市民の生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、市民に対して生活排水対策の必要性について啓発し、市域内の生活排水の適正処理を目指します。

2－2. 基本方針

- 本計画では、以下に示す3点を生活排水処理施設整備の基本方針とします。
- ① 下水道計画区域では公共下水道により生活排水の適正処理を進めます。

② 下水道計画区域外では合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の適正処理を進めます。

③ 単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への転換を啓発します。

2－3. 計画期間

本計画は、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2－4. 行政人口の推計

行政人口は、「札幌圏都市計画 第7回区域区分見直し(令和3年3月告示)」に示されている人口推計値を採用します。(図4参照)

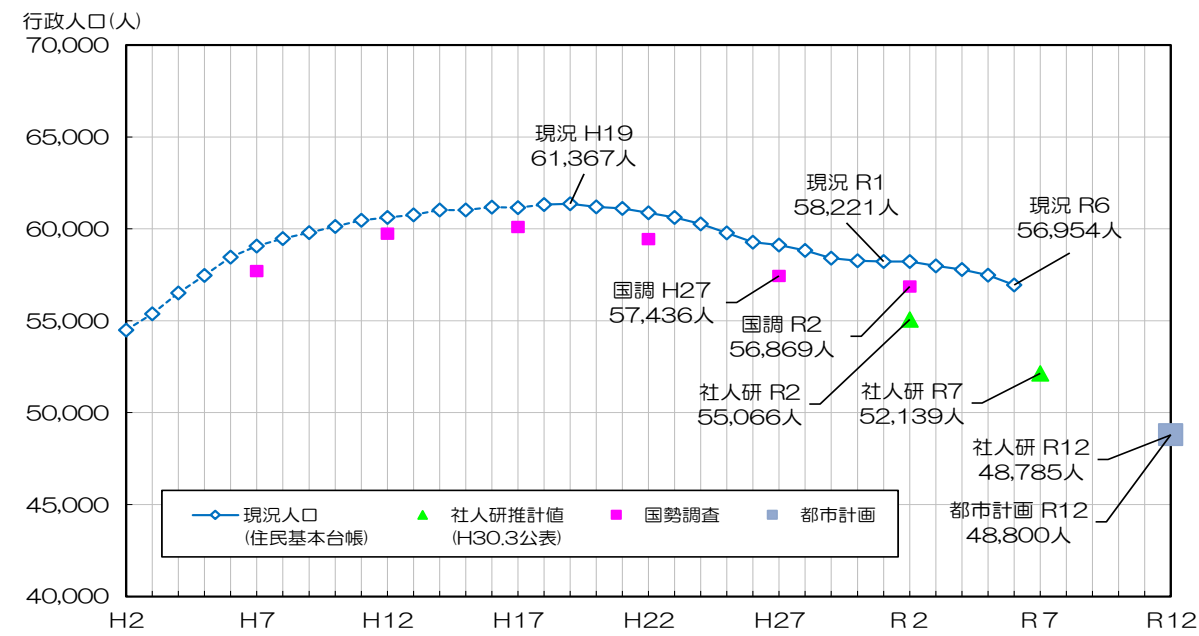


図4 行政人口の推移と推計値

2－5. 整備計画

本計画では令和3年度より10年にわたって年間15基を整備する計画とします。
処理形態別人口は、図5のとおり想定されます。なお、令和2年度よりトーメン団地の污水は集合型の合併処理浄化槽から下水道に転換しているため、合併処理浄化槽人口が減少しています。

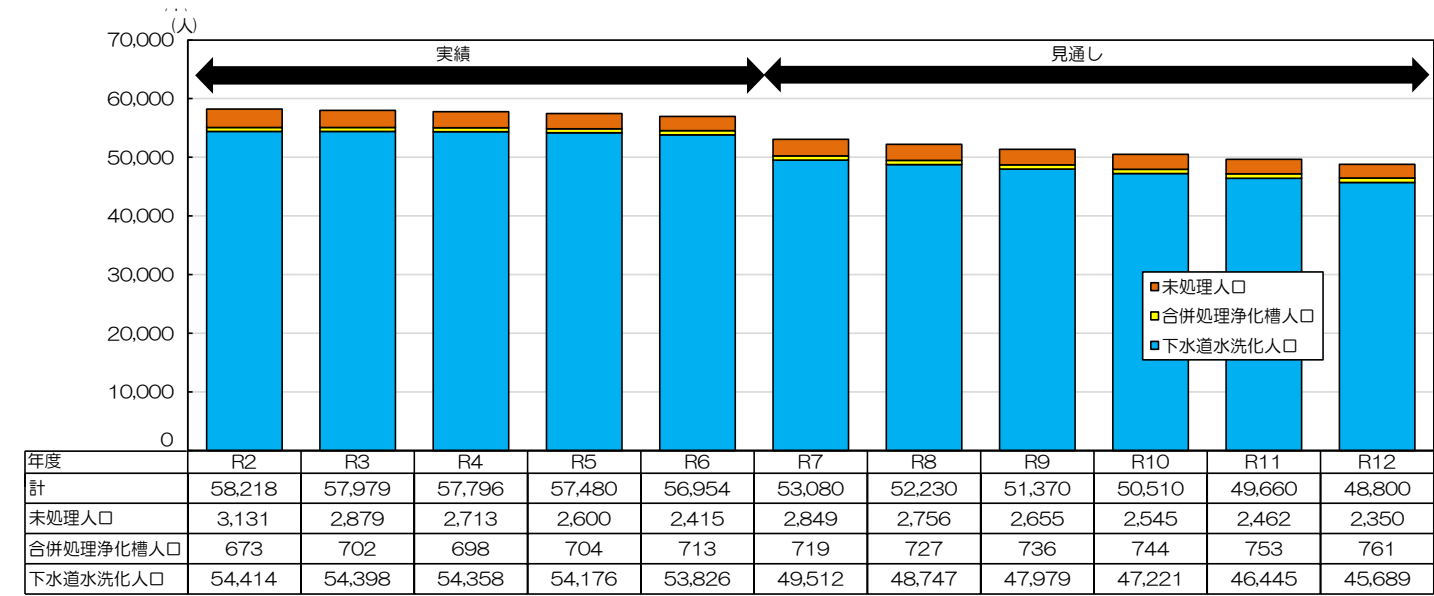


図5 処理形態別人口の実績と見通し

2－6. し尿及び浄化槽汚泥の実績と見通し

し尿の排出量は、図6のとおり減少しており、今後も合併浄化槽の増加や人口減少に伴い減少が想定されます。
浄化槽汚泥量は、トーメン団地が下水道に接続された令和2年以降については、大きな増減はないことから今後も一定と見込まれます。
なお、令和2年度はトーメン団地の処理施設解体に伴い、一時的に浄化槽汚泥量が増加しています。

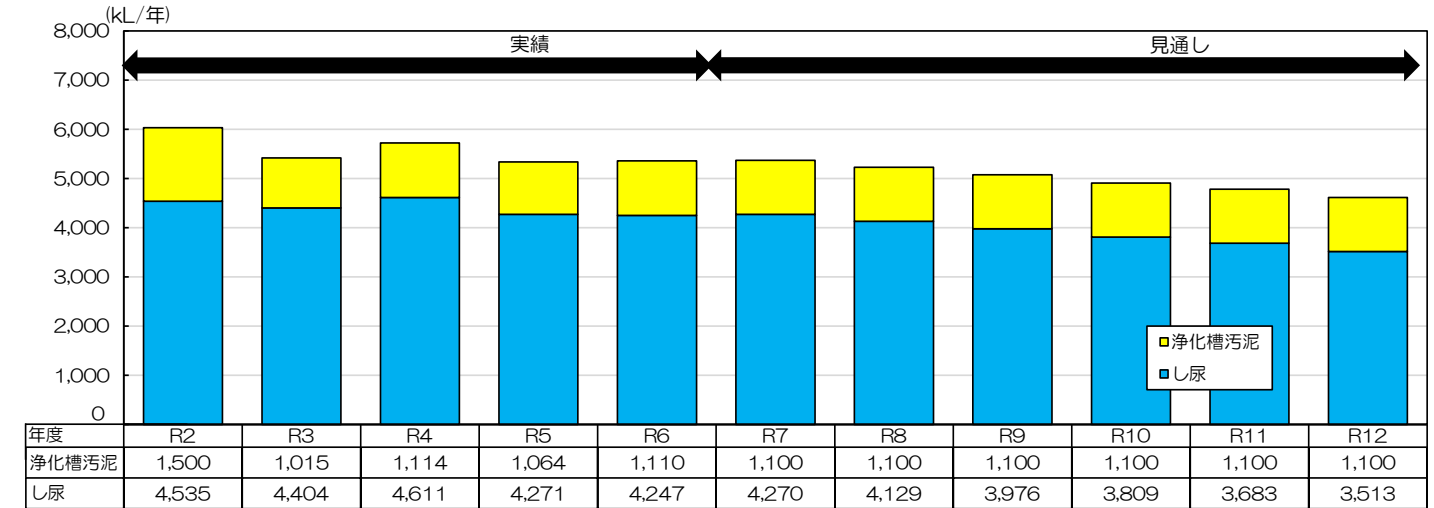


図6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績と見通し